

**副 本**

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

原 告 唯野久子 ほか

被 告 株式会社東芝 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原 告 長野 寛 ほか

被 告 株式会社東芝 ほか

証 拠 説 明 書

平成27年7月10日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告株式会社東芝訴訟代理人

弁護士	西	迪	雄	
	向	井	千	杉 
	富	田	美 栄 子	
	渡	邊	和 之	
	小	林	幸 弘	
	吉	岡	雅 史	

※注：略称等は、答弁書における例による。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 者	立 証 趣 旨
丙第1号証	原子力災害補償問題研究報告書	写し 社団法人日本原子力産業会議・原子力補償問題特別委員会	原賠法は、「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」の2つを立法目的とし、それらの立法目的をともに達成する手段として、責任集中制度を含む重層的な損害賠償制度を構築していること。 原賠法の上記目的及び手段は、正当・合理的なものであって、これが違憲とされる余地はないこと。
丙第2号証	日本における原子力災害補償に関する問題 (民法研究XI補巻(1)所収)	写し 我妻榮	同上
丙第3号証	原子力損害賠償制度	原本 科学技術庁 原子力局	同上
丙第4号証	原子力災害補償制度の確立について (原子力委員会月報第5巻第3号所収)	写し 原子力委員会	同上
丙第5号証	原子力損害の賠償に関する法律および原子力損害賠償補償契約に関する法律、制定 (原子力委員会月報第6巻第6号所収)	写し 原子力委員会	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 者	立 証 趣 旨
丙第6号証	〔シンポジウム〕 原子力災害補償 (民法論集第3巻 所収)	写し 星野英一	同上
丙第7号証	《シンポジウム》 原子力災害補償 (私法22号所収)	写し 星野英一ほか	同上
丙第8号証	原子力損害二法の 概要 (ジュリスト23 6号29頁)	写し 竹内昭夫	同上
丙第9号証	原子力災害補償立 法上の問題点 (ジュリスト19 0号14頁)	写し 加藤一郎	同上
丙第10号証 の1	水戸地裁平成20 年2月27日判決 ・判例時報200 3号67頁	写し 水戸地方裁判 所	裁判例においても、原賠法の責任 集中制度が合憲有効であることを当 然の前提として、その適用がなされ ていること。
丙第10号証 の2	東京高裁平成21 年5月14日判決 ・判例時報206 6号54頁	写し 東京高等裁判 所	
丙第10号証 の3	最高裁平成22年 5月13日決定	写し 最高裁判所	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成者	立 証 趣 旨
丙第11号証	平成23年6月14日閣議決定「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」	写し 内閣	<p>① 平成23年6月14日、閣議決定により、「原賠法の枠組みの下で」政府が東京電力に対し支援を行うこと、その具体的な枠組みとして、支援機構を設け、「機構は、原子力損害賠償のために資金が必要な原子力事業者に対し援助（資金の交付、資本充実等）を行う。援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助できるようにし、原子力事業者を債務超過にさせない」ことが決定されたこと。</p> <p>② 上記閣議決定をふまえ、支援機構法が制定され、同法の枠組みの下、支援機構から東京電力に対しては、平成27年4月15日までに、要賠償額の見通し額である6兆1252億1400円のうち4兆7313億円が交付済みであり、未交付分についても、平成28年度（2016年度）までに交付されることとされていること。</p> <p>③ 特別事業計画においては、東京電力は、支援機構から資金交付を受けながら、被害者に対し、「賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹」するとされていること。</p> <p>④ したがって、本件事故の被害者保護は貫徹されており、また、東京電力が無資力となることはないこと等。</p>
丙第12号証の1	新・総合特別事業計画 (2014年1月) (抜粋)	写し 支援機構及び 東京電力	
丙第12号証の2	新・総合特別事業計画 (2014年7月30日変更認定申請) (抜粋)	写し	
丙第12号証の3	新・総合特別事業計画 (2015年4月15日変更認定) (抜粋)	写し	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 者	立 証 趣 旨
丙第13号証 の1	平成22年度報告 書 (抜粋)	写し	東京電力
丙第13号証 の2	平成23年度報告 書 (抜粋)	写し	
丙第13号証 の3	平成24年度報告 書 (抜粋)	写し	
丙第13号証 の4	平成25年度報告 書 (抜粋)	写し	
丙第13号証 の5	平成26年度報告 書 (抜粋)	写し	
<p>東京電力の貸借対照表によれば、本件地震が発生した平成23年3月期から、直近の平成27年3月期までの間、同社の純資産は、単体で約5274億円から約1兆6579億円の間を、連結で約8124億から約2兆1021億円の間を推移しており、一貫して資産超過の状態にあったこと。</p> <p>同社の損益計算書においても、平成26年3月期は、単体で約3989億円、連結で約4386億円の純利益が、平成27年3月期は、単体で約4270億円、連結で約4515億円の純利益が、それぞれ発生しているところであって、債務超過に陥るおそれも見当たらないこと。</p> <p>したがって、東京電力は、無資力などと評価しうるものではないこと等。</p>			